

# 院内掲示一覧

## 許可指定事項

- ・保険医療機関
- ・難病指定医
- ・身体障害者福祉法第 15 条指定医(聴覚・平衡機能障害)
  
- ・第二種協定指定医療機関

## 診療報酬施設基準

- ・補聴器適合検査
- ・遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2)
- ・外来感染対策向上加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算2
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・持続陽圧気球療法充実管理体制加算
- ・時間外対応体制加算4

## 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院医師までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 電子的診療情報連携体制整備加算2について(令和8年6月～)

当院は、電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っております。また詳細な明細書を無償で交付しております。またオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証利用率は30%以上あります。また患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております。医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報)を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用します。また、電子処方箋を発行する体制を有しております。

## 外来感染対策向上加算について(令和6年6月～)

当院では月1回外来感染対策向上加算(6点)を算定しております。

- ・院内感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。

### 発熱外来での対応

患者さんの受診歴の有無にかかわらず、感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、時間予約制かつ専用入口から一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。

- ・発熱外来を利用した場合「発熱患者等対応加算(20点・月1回)」が算定されます。
- ・感染対策に関して基幹病院や医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- ・当院は新興感染症の発生時等に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

## 時間外対応体制加算4

### 診療時間外の電話等によるお問い合わせについて

当院では、厚生労働局の規定により、「時間外対応体制加算4」を算定しております。これは、当院が標榜する診療時間外であっても、地域の患者さんが安心して医療を受けられるように、複数の診療所が連携して当番制により電話等での問い合わせに応じる体制を整備しているものです。

当院はかかりつけの患者さんを対象に診察時間外(おおむね 22 時まで)の緊急電話相談を受け付けます。当直体制ではないので診察はできません。

電話番号 0172-32-5032

## 在宅持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

当院では、在宅持続陽圧呼吸療法(CPAP 療法)を行う患者様に対し、使用状況等を確認しながら、療養上必要な指導・管理を行う体制を整えています。在宅持続陽圧呼吸療法について

当院では、在宅持続陽圧呼吸療法(CPAP 療法)を行う患者様に対し、使用状況等を確認しながら、療養上必要な指導・管理を行う体制を整えています。